

宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業見直しにかかるQ&A【第2版】

更新日：令和7年3月21日

No.	種別	区分	内容	回答	受付日
15	訪問型サービス A	事業所指定	介護予防訪問型サービス事業所が届け出なしで訪問することができますか？	訪問介護（県指定）と介護予防訪問型サービス（市指定）の指定を有する訪問介護事業所が新たに訪問型サービスを実施するためには、訪問型サービスAの指定を受ける必要があります。	3月7日
16	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	令和8年4月から導入される訪問型サービス利用の基準において、福祉用具をレンタルしている場合、訪問型サービスA・Bではなく、従前相当の介護予防訪問型サービスの例外利用「専門的な支援が必要」に該当するのか。	福祉用具の利用のみで、例外利用に該当するものではありません。宝塚市介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン（1.0版）39ページ掲載のフローチャートにおける「専門的な支援が必要」はあくまで身体状況や認知機能面などの利用者本人の状態で判断されるものであり、利用する他のサービス内容で判断されるものではありません。	3月12日
17	訪問型サービス A	運用に関すること	事業所に市認定生活支援ヘルパーが在籍していない場合、有資格者の訪問介護員で対応することになるのか。	ご認識の通りです。なお、有資格者が訪問型サービスAでサービス提供した場合、有資格者訪問加算（100～300単位）が算定可能です（※時限措置）。	3月12日
19	介護予防訪問型サービス	運用に関すること	訪問型サービス利用の基準の「専門的な支援が必要」に該当するには診断名が必要か。	必ずしも診断名を必要とするものではありません。	3月12日
20	通所型サービス A	運用に関すること	現在、半日型デイサービスで事業運営している事業所は令和7年度以降、通所型サービスAに移行しなければならないのか。	現在、そのような運用は想定していませんので、半日型の介護予防通所型サービスとして事業を継続するか、新たに通所型サービスAの指定を受けて、半日型の通所型サービスAとして事業運営することを選択できます。	3月12日
21	通所型サービス A	報酬・加算	要支援2の方で、令和7年4月以降、週1回利用を選択できるようになるようだが、報酬はどのようになるか。	令和7年度から総合事業の通所型サービスの報酬区分を介護度に応じた区分から1週当たりの標準的な回数を定める区分（ex:週1回程度）に変更します。要支援2の方が週1回利用を希望する場合、介護予防通所型サービスの場合、週1回（1,798単位）の報酬となります。	3月12日
22	訪問型サービス B	運用に関すること	訪問型サービスBはいつから利用開始になるか。	令和7年度新設訪問型サービスBは、令和7年4月に実施団体の申請受付を開始し、5月に実施団体向けの研修を実施するため、令和7年6月から運用開始を予定しています。	3月12日
23	総合事業見直し全般	運用に関すること	今回の見直し内容の適用開始時期をいつになるか。	見直し内容ごとに適用開始時期が異なります。 ・基本チェックリストによる事業対象者への移行：利用者ごとに異なるが、最短で令和7年6月30日に認定有効期間満了を迎える方から。 ・訪問型サービスの利用基準：令和8年4月から ・訪問型サービスBの利用：令和7年6月から（予定） ・通所型サービスAの利用：令和7年4月から ・通所型サービスにおける要支援2の方の週1回利用への変更：令和7年4月から ・介護予防ケアマネジメントBの利用：令和7年6月から（予定）	3月12日
24	通所型サービス	運用に関すること	要支援2から事業対象者へ移行した場合の通所型サービスの利用回数の経過措置はどのようになるか。	事業対象者への移行後、事業対象者の有効期間開始日から起算して1年間が経過措置となります。具体例として、令和7年9月30日に要支援2の有効期間満了を迎える利用者の場合、経過措置は事業対象者の有効期間開始日である令和7年10月1日から令和8年9月30日までが経過措置期間となります。	3月14日
25	通所型サービス A	指定基準	地域密着型通所介護の場合で、通所型サービスAを一体的に運営する場合、地域密着型通所介護サービスの定員18名、通所型サービスAの定員を5名に定める（地域密着18名＋サービスA5名＝最大23名）という考えで問題ないでしょうか？ 確保すべき面積以内なら、問題ないという事でしょうか？	ご認識の通り、①通所介護（地域密着型通所介護を含む）、②介護予防通所型サービス（従前相当）、③通所型サービスAを1つの事業所で一体的に実施する場合（同じ時間帯に、同じ機能訓練室で）、①・②の利用者を合算した利用定員と、③の利用定員はそれぞれ定めます。 ご質問の場合、①②（18名）×3㎡＝48㎡、③（5名）×3㎡＝15㎡の合計63㎡が必要になります。	3月19日

26	通所型サービス A	指定基準	人員基準について、管理者は通所介護と通所型サービスAの兼務は可能かと思いますが、介護職は専従の配置が必要という考えでよろしいでしょうか？ 人員基準について、通所型サービスAの配置として、15名までの場合、管理者1名と介護職1名が必要になる。管理者兼介護職は不可という考えで間違いないでしょうか？	・同一事業所内で一体的に運営する場合において、管理上支障がない場合に限り、通所介護・通所型サービス（従前相当）の管理者と通所型サービスAの管理者に加えて、介護職員を兼務することは可能です。※ただし、生活相談員を兼務している場合を除く。	3月19日
----	-----------	------	--	---	-------

※第 2 版は3/5から3/19までに受付分になります。